

改正する条例

福島県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項及び第九項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則第七條第一項ただし書中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（高齢福祉課）

福島県条例第十五号

福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十号）の一部を次のように改正する。

第四百七十七条第一項、第四百八十二条第一項及び第四百八十九条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（高齢福祉課）

福島県条例第十六号

福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二百二十九条第一項、第六十六條第一項及び第七十三条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（高齢福祉課）

福島県条例第十七号

福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年福島県条例第九十号）の一部を次のように改正する。

第八十八条第四項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（障がい福祉課）

福島県条例第十八号

福島県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

福島県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年福島県条例第九十一号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第五項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（障がい福祉課）

福島県条例第十九号

福島県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第九十二号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第四項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（障がい福祉課）

福島県条例第二十号

福島県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第九十五号）の一部を次のように改正する。

第三十条第五項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（障がい福祉課）

福島県条例第二十一号

福島県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

福島県旅館業法施行条例（昭和四十三年福島県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。